

令和4年7月27日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長

(公印省略)

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

(情報提供)

平素、本会学校保健事業並びに産業保健事業では種々ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、日本医師会から通知がありました。同通知文書は、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒がてんかんの発作を起こした場合に当該児童に代わって教職員が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことに対する、医師法17条の解釈についての疑義照会を文部科学省等より受けた厚生労働省医政局医事課が回答を行っております。

また、回答については、日本医師会は文部科学省初等中等局健康教育食育課から周知依頼を受けており、都道府県医師会へ情報提供しているところです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(担当事務局)

大阪府医師会地域医療1課 湯口・深山

TEL : 06-6763-7012

FAX : 06-6766-2875